

平成 27 年 5 月 27 日

各 位

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 2 番 8 号
株式会社アイフリークホールディングス
代表取締役社長 谷内 進
(コード番号：3845 JASDAQ)

問い合わせ先 管理担当取締役 芦田 克宣

電話番号 092-471-5211 (IR)

U R L <http://www.i-freek.co.jp/>

完全子会社の吸収合併及び商号変更等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において、当社の完全子会社である株式会社アイフリークモバイルとの吸収合併（以下、「本合併」といいます。）契約の承認の件及び商号変更等を含む現行定款を一部変更することを付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本合併は当社100%出資の完全子会社を対象とする吸収合併であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

1. 完全子会社の吸収合併

(1) 合併の目的

当社は、モバイルコンテンツ事業を手がける株式会社アイフリークモバイルを当社 100%出資の完全子会社として傘下に置き当該事業を推進してまいりましたが、昨今の経済情勢の変化に対応し、より一層のお客様視点に立った経営及び経営の一層の効率化を図るため、同社を当社に吸収合併することといたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併の日程

定時株主総会基準日	平成 27 年 3 月 31 日
取締役会決議日	平成 27 年 5 月 27 日
合併契約締結日	平成 27 年 5 月 27 日
合併契約承認株主総会	平成 27 年 6 月 27 日（予定）
合併期日（効力発生日）	平成 27 年 7 月 1 日（予定）

② 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社アイフリークモバイルは解散いたします。

③ 合併に係る割当ての内容

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社アイフリークモバイルの発行済株式の全部を保有

しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。

また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の変更はありません。

④消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3)合併当事会社の概要

(平成27年3月31日現在)

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名称	株式会社アイフリークホールディングス	株式会社アイフリークモバイル
(2) 所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 谷内 進	代表取締役 谷内 進
(4) 事業内容	子会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を管理すること	コンテンツ配信事業
(5) 資本金	652,682,217円	100,000,000円
(6) 設立年月日	平成12年6月8日	平成25年4月1日
(7) 発行済株式数	11,737,500株	2,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社エムワイエヌ 13.077% 永田 万里子 12.349% 日本証券金融株式会社 3.889%	株式会社アイフリークホールディングス 100%
(10) 直前の経営成績及び財政状態		
	(株)アイフリークホールディングス (連結)	(株)アイフリークモバイル (単体)
決算期	2015年3月期	2015年3月期
純資産	82,525千円	303,286千円
総資産	720,173千円	418,483千円
1株当たり純資産(円)	6円84銭	151,643円49銭
売上高	1,038,675千円	788,933千円
営業利益	13,685千円	93,267千円
経常利益	15,893千円	96,192千円
当期純利益	△31,452千円	106,760千円
1株当たり当期純利益(円)	△2円78銭	53,380円31銭
1株当たり配当金(円)	—	—

(4)合併後の状況

合併後、当社の商号を変更する予定です(下記「2.商号の変更及び定款の一部変更」をご参照下さい。)

なお、本合併による当社の所在地、代表者、資本金及び決算期の変更はありません。

(5)今後の見通し

本合併は、当社100%出資の完全子会社との合併であるため、当社連結業績に与える影響は軽微であります。

(参考) 当期連結業績予想 (平成 27 年 5 月 15 日公表分) 及び前期連結実績

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 28 年 3 月期)	750 百万円	10 百万円	5 百万円	2 百万円
前期実績 (平成 27 年 3 月期)	1,038 百万円	13 百万円	15 百万円	△31 百万円

2. 商号の変更及び定款の一部変更

(1) 商号の変更について

①変更の理由

事業活動を株式会社アイフリークモバイルが行っており、既に当該社名が市場に浸透していることから、吸収合併存続会社の商号を株式会社アイフリークモバイルといたします。

②新商号 (英文表記)

株式会社アイフリークモバイル (英文: I-FREEK MOBILE INC.)

③変更予定日

平成 27 年 7 月 1 日

(2) 定款の一部変更

①定款変更の理由

i : 前記の商号変更を行うため、現行定款第 1 条を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、平成 27 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会に付議される「吸収合併契約承認の件」が承認されることを条件として、平成 27 年 7 月 1 日に効力が発生するものといたします。

ii : 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第 30 条第 2 項及び第 41 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

②定款変更の内容

別紙のとおり

③日程

定時株主総会 平成27年 6 月 27 日 (予定)

定款変更日 平成 27 年 6 月 27 日(定款第 30 条第 2 項及び第 41 条第 2 項) (予定)

平成 27 年 7 月 1 日(定款第 1 条) (予定)

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社アイフリークホールディングスと称し、英文ではI-FREEK Holdings INC. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社アイフリークモバイルと称し、英文ではI-FREEK MOBILE INC. と表示する。
第2条～第29条 (条文省略)	第2条～第29条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第31条～第40条 (条文省略)	第31条～第40条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	(監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第42条～第48条 (条文省略)	第42条～第48条 (現行どおり)
<新設>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> 第1条 第1条(商号)の変更については、平成27年6月27日開催予定の定時株主総会に付議される「吸収合併契約承認の件」が承認されることを条件として、平成27年7月1日に効力が発生するものとする。
	第2条 本附則は平成27年7月1日をもって削除する。